

経済水道委員会

説明資料

名古屋城天守閣の整備検討について

平成28年4月28日
観光文化交流局

目 次

	頁
1 優秀提案における提案額と参考額の差	1
2 市民の入場料の考え方	2
3 入場者数及び入場料収入の算出根拠	3
4 天守閣入場者数増加等に伴う主な安全対策	5
5 主な関係法令	6
6 大阪城における民間活力の導入	7

《添付資料》

名古屋城天守閣の整備	2万人アンケート調査票
名古屋城天守閣の整備	2万人アンケート説明資料
名古屋城天守閣の整備	2万人アンケート説明資料「概要版」

1 優秀提案における提案額と参考額の差

(1) 参考額算出の前提条件

<ul style="list-style-type: none"> ・昭和実測図に基づく復元を前提 ・建築基準法、バリアフリー法、消防法等への対応に関する協議、研究等の経費は非考慮 ・耐震性、避難安全性についての調査研究に要する経費は非考慮 ・構造補強が必要となる場合の経費は非考慮
--

(2) 提案額と参考額の概算差額 (提案額 505 億円の場合)

(単位：億円)

区 分	提案額 505	参考額 403 (上段) 321 (下段)	提案額と参考額の概 算差額 403 (上段) 321 (下段)
仮設工事	約 58	約 12	約 46
木工事	約 188	約 240 (節無し) 約 162 (節有り)	△約 52 約 26
石垣工事	約 50	約 29	約 21
基礎・構造補 強工事	約 25	約 3	約 22
バリアフリー 防災避難・設 備工事	約 12	約 5	約 7
その他	約 110	約 79	約 31
設計業務等	約 25	約 16	約 9
消費税	約 37	約 19 約 15	約 18 約 22
増 額 計			約 102 約 184

2 市民の入場料の考え方

(1) 市民の入場料を450円とした理由

- ・市民に支えられてきた施設であるが、来場者の中で市民の占める割合が少ないため、市民に配慮する必要がある
- ・戦略的なシティプロモーションの一環として、市民に名古屋城の魅力を情報発信する役割を担ってもらおう

(2) 入場者の割合

(単位：%)

区 分	割 合
市 内	11
市 外	89
県 内	7
県 外	64
国 外	18

注 「名古屋城来場者アンケート調査2015報告書」より

3 入場者数及び入場料収入の算出根拠

(1) 入場者数

ア 積算の基にした数値

区 分	増加要因	減少要因
名古屋城本丸御殿整備	・第1期公開の増(10%)	—
姫路城天守閣改修	・駆け込み需要の増(30%) ・見学施設オープンによる増(通常期と比し80%回復) ・公開による増(210%)	・天守閣閉鎖の減(60%)
熊本城桜馬場城彩苑整備	・公開による増(10%)	—

イ 算出根拠

(単位:万人)

年度	入場者数	算出根拠
27	174	・平成27年度実績(速報値)
28	180	・駆け込み需要の増(10%増) ・本丸御殿第2期公開の増(10%増) ・天守閣閉鎖の減(17%減) ※天守閣は冬頃に閉鎖予定
29	90	・天守閣閉鎖中の減(50%減)
30	160	・復元工事見学施設設置の増(27年度比80%回復) ・金シャチ横丁、本丸御殿全面公開の増(27年度比12%増)
31	160	・前年度並み
32	384	・天守閣木造復元の増(140%増) ※天守閣は8月公開予定
33	446	・ブームの縮小による増加率の減(210%増から180%増へ減少)
34	401	・ブームの縮小による減(10%減)
35	360	・ブームの縮小による減(10%減)
36 ～ 81	360	・前年度並み

(2) 入場料収入

区 分	算出根拠
市 民	入場者見込み数 × 入場者割合（11%） × 一人あたりの入場料単価（@345円） × 入場料収入の天守閣充当分（75%）
市民以外	入場者見込み数 × 入場者割合（89%） × 一人あたりの入場料単価（@768円） × 入場料収入の天守閣充当分（75%）

注 一人あたりの入場料単価は、平成26年度の無料・団体割引入場者等を含めた一人あたりの入場料実績384円を基に算出した額

4 天守閣入場者数増加等に伴う主な安全対策

区 分		内 容
天守閣入場者数の増加	入場前	<ul style="list-style-type: none"> ・多客時期に天守閣入場整理券を配布する ・天守閣内の混雑状況の把握に努め、計画的に入場を制御する ・入場待ち列が来場者の動線及び避難経路の支障にならないよう、待機列をつくる
	入場後	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員の巡回に加え、各階及び階段の昇り口、降り口に案内誘導員を配置し、安全に対する注意を喚起するとともに、混雑時には一時的に待機を促す
災害の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に則った適切な避難計画を策定し、防災教育や訓練により職員等へ徹底を図り、来場者の安全確保を図る

5 主な関係法令

区 分	関係法令	所管機関
地方債（観光その他事業債）の協議	地方財政法	総務省
特別史跡内での現状変更許可の申請	文化財保護法	文化庁
建築基準法の適用除外の申請	建築基準法	名古屋市 (住宅都市局)
消防用設備等の設置の協議	消防法 火災予防条例	名古屋市 (消防局)
風致地区内での建築の協議	都市計画法	名古屋市 (緑政土木局)

6 大阪城における民間活力の導入

区 分		内 容	
事業名称		大阪城公園パークマネジメント事業	
事業者		大阪城パークマネジメント共同事業体 (株式会社電通 関西支社、讀賣テレビ放送株式会社、 大和ハウス工業株式会社 大阪本店、大和リース株式会社、 株式会社NTTファシリティーズ)	
指定期間		平成27年4月1日～平成47年3月31日まで	
主な対象施設		公園内施設(天守閣、迎賓館、音楽堂、野球場等)及び園地	
業務内容		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営、維持管理に関する業務 ・大阪城公園を歴史観光拠点として質の高いサービスを提供するために必要な魅力向上に関する業務 	
指定管理料		無	
納付金	基本納付金	平成27年度～平成29年度	226,000千円
		平成30年度以降	260,000千円
	変動納付金	収益金の7%	
年間入場者数推移	平成25年度	約156万人	
	平成26年度	約184万人	
	平成27年度	約234万人	

